同志社女子大学現代社会学会奨学金応募要領（2026 年度）

［目的］

本学会の学生会員で経済的援助を必要とする学力･人物ともに優秀な者に対し、願い出により奨学金を支給して、その学業の達成を助ける。

［出願資格］

本学会の学生会員

ただし、在籍期間が 4 年を超える者には出願資格はない。この年数には休学期間は含まない。院生も学会会員であり、会費を払っていることから、受付対象。

［支給対象］

16 名

［支給額］

1 名につき、7 万円を支給する。但し返還の義務はない。

［出願書類］

1．「同志社女子大学現代社会学会奨学金給付願」＊

必ず出願者本人が記入するものとする。

「家族及び所得」欄は、同一家計の家族全員を記入する。

2．「所得証明書類」

「指定・学会奨学金　申込手引き」＊を参照し、必要書類を揃える。

＊同志社女子大学ホームページ「奨学金制度」よりダウンロードし、各自で印刷すること。

［願書配布期間］

２０２６年９月２５日（金）～

［願書提出先］

学生支援課

［願書提出締切日］

２０２６年１０月１６日（金）１７：００**厳守**

なお、願書類提出の際、記入内容について聴取確認することがあるので、各自家庭事情などを把握しておく。

［選考方法］

書類選考により決定する。

［採否の決定］

合格者のみ文書をもって通知する（１２月上旬の予定）。

同志社女子大学現代社会学会奨学金規程

第１条　現代社会学会の学生会員を対象とし、学力・人物ともに優秀で、経済的理由のため就学困難な者に対して、願い出により奨学金を支給して、その学業の達成を助ける。

第２条　この奨学金は現代社会学会の財源をもってこれにあてる。

第３条　奨学金の額は、学生会員１人につき年額 7 万円とし、人数は 16 名程度とする。
本奨学金について返還の義務はない。

第４条　本奨学金の奨学生は現代社会学会運営委員会で決定する。

第５条　本規程運営の事務は現代社会学会事務局の所管とする。

第６条　本規程の実施について必要な事項は別に現代社会学会運営委員会が細則を設ける。

第７条　本規程の改廃は、現代社会学会運営委員会の議を経て、総会で決定する。

附則

1. 本規程は、2002 年 6 月 26 日から施行する。
2. 2003 年 7 月 2 日に一部改正。
3. 2011 年 9 月 22 日に一部改正。
4. 2013 年 6 月 26 日に一部改正。
5. 2015 年 6 月 24 日に一部改正。
6. 2016 年 6 月 22 日に一部改正。
7. 2020 年 6 月 25 日に一部改正。
8. 2022 年 6 月 22 日に一部改正。
9. 2023 年 6 月 29 日に一部改正。
10. 2024 年 6 月 26 日に一部改正。